

クレイトン・ユッツ法律事務所の日本語ニュースレター（第 19 回）をお届けいたします。

本ニュースレターについて、[ニュースレターの内容に関するご質問](#)、[その他のご意見やご要望](#)などがございましたら、遠慮なくご連絡いただければと存じます。

2016 年 7 月 クレイトン・ユッツ法律事務所 加納寛之

## 今月の主要トピック：

### 高まる北部オーストラリア開発への投資動向

オーストラリア連邦政府や北部準州政府は、北部オーストラリア地域のインフラ・資源開発や農業投資などに力を入れており、同地域への投資は注目を集めています。今年 3 月のニュースレター（第 15 回）でもご紹介致しました NAIF 制度（北部オーストラリアのインフラ開発のための融資制度）も、今月から運用を開始しております。

当事務所は、オーストラリアにおけるトップ・ファームの中で唯一、北部準州の州都であるダーウィンにオフィスを構えており、北部オーストラリア開発の対象地域を含むクイーンズランド州の州都ブリスベンや西オーストラリア州の州都パースの各オフィスにも、インフラや資源、農業、不動産といった分野に関して深い経験と知識を備えた弁護士を多数擁しております。さらに、当事務所は、伝統的に政府との間で強いネットワークを築いており、政府許認可や NAIF の申請などについても実効的なアドバイスやサポートを提供しています。

当事務所が関与した主要な案件の一例として、北部オーストラリアと東部地域のガス市場とを結びつける北部ガスパイプライン・プロジェクト（北部準州政府を代理して関与）などが挙げられます。

こちらの[リンク](#)（英語）では、北部オーストラリア開発の概要や政府の公表物のリンク（1 頁目）、当事務所の強みや実績（2 頁目）などについて纏めております。ご質問やご要望などがございましたら、[こちらまで](#)日本語で遠慮なくご連絡いただければ幸いです。

## 「当事務所の特長」ビデオ



### iPhone アプリのダウンロード

iTunes アプリストアから PocketCU アプリをダウンロードできます。

クレイトン・ユッツ法律事務所の  
ソーシャルメディア公式アカウント



## その他の注目のトピック

---

### 傷病休職していた従業員の職場復帰を巡る労働法上の問題

業務上の要因による傷病休職から職場復帰した従業員に対して、雇用者が「従業員の職務変更をしたとしても職責を果たせず、健康を害するだけである」と判断して解雇した事案において、雇用審判所は、解雇は無効であるとし、傷病発生時点と同等の職務を従業員に対して与えるよう、雇用者に対して命令を下しました。

この審判所の判断を踏まえて、労務管理上のリスク回避の観点から職場復帰の判断において注意すべきポイントを解説します。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

### ビッグデータのプライバシー権に関するガイダンスの公表

オーストラリアの個人情報保護法の規制当局であるオーストラリア情報委員会（OAIC）は、オーストラリア・プライバシー原則（Australian Privacy Principles）のビッグデータへの適用のあり方や、プライバシー権保護の留意点などを纏めたガイダンスのコンサルテーション・ペーパー「Guide to big data and the Australian Privacy Principles」を公表しました。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

### 放映済みのデータストリームには著作権がないとする連邦控訴裁判所の判断

連邦控訴裁判所は、オリンピックの試合のテレビ放送のように、音や映像を表現してデジタル化されたデータストリームであって放映済みのものについては、著作権法の適用がないと判示しました。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

### 東部三州における外国人投資家による居住用不動産取得に伴う課税制度の変更

ニューサウスウェールズ州、ヴィクトリア州及びクイーンズランド州では、外国人投資家が居住用不動産を取得する際に課税される不動産取得税が、2016年6月から10月の間に変更となっています。課税要件や税率、適用開始日などについて、これら東部三州を比較しながら解説します。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

## 不動産及び資源権益取引に関するキャピタル・ゲイン税の源泉徴収税制の運用開始

これまで、オーストラリア非居住者である売主が、一定の不動産資産（資源権益を含む）の取引によって利益（キャピタル・ゲイン）を得た場合、キャピタル・ゲイン税の納税義務が生じていましたが、非居住者による課税逃れのケースが後を絶ちませんでした。この問題を解消するため、今年2月の日本語ニュースレター（第14回）でも紹介したとおり、新しい源泉徴収税制が今年7月1日より開始しています。

この新制度の下では、一定の適用除外事由に該当しない限り、200万豪ドル以上の不動産資産の買主は、売主に代わって、取得価格の10%の金額を源泉徴収する義務が課せられるようになりました。この源泉徴収税制の概要や適用除外事由である「クリアランス証明書」の国税庁からの取得などについて解説するとともに、よくある質問についてもQ&A形式でお答え致します。

[概要の解説](#)及び[よくある質問のQ&A](#)に関する原文（英語）へのリンクはこちら

## 故意のフェアワーク法違反により、取締役の個人責任が認められた事案

フェアワーク法違反の賃金未払事案では、通常、雇用主である会社が未払賃金の支払責任を負います。このような中、会社を実質的に支配していた取締役が故意にフェアワーク法に違反していた事案において、連邦巡回裁判所は、この取締役個人が、制裁金を加えた未払賃金の支払責任を負うとの判断を示しました。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

## Brexit がオーストラリアに与える影響

英国のEU離脱である「Brexit」の国民投票の結果は、直ちに世界中のマーケットにインパクトを与えましたが、その後、将来的な見通しが不透明な状況が続いています。

そこで、今後のEU離脱手続きの概要とともに、オーストラリアが現在EUとの間で交渉中のFTA（自由貿易協定）への影響など、Brexitがオーストラリアに与える影響を解説します。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

---

---

## 最近行われたセミナーのご報告

---

### 1. 「外国投資に関する規制の大幅な変更」セミナー

2015年12月8日にシドニー日本商工会議所、また、2015年12月16日に弊所ブリスベンオフィスにおいてそれぞれ行われたセミナーで、加納寛之弁護士が標記の講演を行いました。このセミナーでは、2015年12月1日に施行された外国投資に関する法改正の内容について、近年の事例も交えながら解説を行いました。この法案は、今までにない新しい概念を導入したり、承認申請が必要となる基準値を変更したり、外国投資家に新たな義務を課したりと、従来の規制の枠組みを大幅に変更する内容となっています。加納弁護士が講演で使用したパワーポイント資料はこちらの[リンク](#)から無料でダウンロードすることができます。

---

### 2. オーストラリア農業投資セミナー

2015年10月1日、東京の帝国ホテルにおいて、豪州クィーンズランド州アナスタシア・パラシェ首相の来日を記念して、農業投資セミナーが開催され、加納寛之弁護士が「豪州農業分野への投資の法的側面」と題する講演を行いました。日豪EPA締結に続きTPPが大筋合意に至るなど、日豪間の貿易環境が目まぐるしく変化する中で、先進国でありながら農業輸出大国でもあるオーストラリアの農業分野に対する投資の可能性について検討する動きが活発化しています。このような環境下、農業分野への投資に関する規制の枠組みが大きく変わろうとしています。加納弁護士が講演で使用したパワーポイント資料はこちらの[リンク](#)から無料でダウンロードすることができます。

---

### 3. オーストラリア石炭投資促進セミナー

2015年10月7日、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構（JOGMEC）主催の標記セミナーが開催され、加納寛之弁護士が「最近の炭鉱権益取得案件の特徴と注意点 ～1ドルでの炭鉱取得に際して検討すべき重要事項～」をテーマに講演を行いました。石炭市場の低迷に伴い、操業を停止したプロジェクト権益を安価で売買する案件が俄かに増加していますが、収益の上がらない既存の権益を売却してプロジェクトから完全撤退する方法や、将来有望な炭鉱権益を安価で取得する方法、そしてこれらの取引に関する重要な法律上の問題点等について議論しました。加納弁護士が講演で使用したパワーポイント資料はこちらの[リンク](#)から無料でダウンロードすることができます。

---

## オーストラリア会社法概説

---



本書のご購入をご希望される方は、出版者（信山社）に直接[メール](#)にてご注文いただくか、[アマゾンジャパン](#)にてご購入いただけます。

## 最近の出版物

---

### 1. 「拡大する豪州 M&A マーケットの動向と買収時の留意点」 （「ビジネス法務」2016年4月 Vol.16 No.4）

標記記事の執筆に加納寛之弁護士が参加しました（共著）。オーストラリアの M&A マーケットの全体動向を紹介しつつ、2015年12月に施行された外資規制法の改正、オーストラリア企業の買収手法、企業買収に絡んで実務的な問題を生じる労働法制上の注意点等、オーストラリアにおける M&A の基本的な留意点について解説しています。

---

### 2. 「オーストラリアにおける不動産ノンリコースローン～日本における不動産ノンリコースローンとの相違点～」（ARES 不動産証券化ジャーナル Vol.28 - 2015年11月・12月号）

The Association for Real Estate Securitization（ARES）（一般社団法人不動産証券化協会）の機関紙である ARES 不動産証券化ジャーナルに鈴木正俊弁護士が寄稿した記事（共著）。日豪両国で不動産ノンリコースローンを取り扱った経験を元に、オーストラリアにおける不動産ノンリコースローンの基本的なストラクチャー及び論点について解説しています。記事はこちらの[リンク](#)から無料でダウンロードすることができます。

---

### 3. オーストラリア・ニュージーランド海洋開発最新動向とオーストラリアの海洋環境規制・近時の動向 （「石油・天然ガスレビュー」2015年5月 Vol.49 No.3）

標記巻頭記事の執筆に加納寛之弁護士が参加しました（共著）。オーストラリアにおける海洋環境保護法制の枠組みと最新改正動向を解説しています。「石油・天然ガスレビュー」2015年5月 Vol.49 No.3 は、こちらの[リンク](#)から無料でダウンロードすることができます。

---

## 連絡先

---

ニュースレターの内容に関するご質問、その他のご意見や掲載トピックについてのご希望などがございましたら、ジャパン・プラクティス・グループの下記のメンバーまでお気軽にご連絡ください。



パートナー 加納寛之  
直通電話：07-3292-7262  
メール：[hkano@claytonutz.com](mailto:hkano@claytonutz.com)



シニアアソシエイト 山浦茂樹  
直通電話：07-3292-7571  
メール：[syamaura@claytonutz.com](mailto:syamaura@claytonutz.com)



シニアアソシエイト 鈴木正俊  
直通電話：07-3292-7044  
メール：[msuzuki@claytonutz.com](mailto:msuzuki@claytonutz.com)



ロイヤー 八郷智之  
直通電話：02-9353-5722  
メール：[thachigo@claytonutz.com](mailto:thachigo@claytonutz.com)



ロークラーク 樋口彰  
(日本法弁護士・日本から出向中)  
直通電話：07-3292-7991  
メール：[ahiguchi@claytonutz.com](mailto:ahiguchi@claytonutz.com)



エグゼクティブ・アシスタント  
大竹佳代子  
直通電話：07-3292-7599  
メール：[kotake@claytonutz.com](mailto:kotake@claytonutz.com)

配信停止

プライバシー

連絡先

本メールには秘密事項が含まれています。誤送信により本メールを受領した場合には、本メールの削除をお願いいたします。